＜別紙１＞

刈草提供注意事項

１．提供の方法

・別紙２刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
また、指定場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。
なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

①岩沼出張所（担当区間：河口～角田市境）
〒 989-2441　岩沼市館下一丁目 2-9
Tel （0223）-22-2801

②角田出張所（担当区間：柴田町境及び亘理町境～丸森橋）
〒 981-1523　角田市梶賀字高畑北 322 番地 3
Tel （0224）-63-2315

③名取川出張所
（担当区間：河口～名取川頭首工、笊川合流点～唐松橋、広瀬川合流点～広瀬橋）
〒 982-0003　仙台市太白区郡山字源兵衛東 63 番
Tel （022）-248-2249

２．刈草について

・刈草は、１回目（５月～７月中旬）、２回目（９月～１１月）の年２回の除草を標準とし、梱包機によって梱包された状態（直径約50㎝　幅約70㎝　重量20kg～30kg）で置いてあります（天候等の事情により、変更する場合があります）
なお、梱包機の使用が出来ない場所もありますので、詳細はご相談ください。
・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
（引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください）
・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。

３．提供にあたっての注意点

・刈草は、地域の皆さんに広く活用していただくことを目的としておりますので、お一人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
・引き取った刈草は、違法行為（不法投棄、転売等）のないようにしてください。
・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承願います。
・堤防上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようお願いします。
・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面へ車両乗り入れをしないようにご注意ください。
なお、積込・運搬時の事故及び配布後の使用等については、国土交通省は一切責任を負うことはできませんので、ご承知頂くとともに、事故の無いように十分注意して頂くようお願いします。

＜別紙－2＞

刈 草 提 供 申 込 書

申請月日	平成　　年　　月　　日
住　所	
氏　名	（代理人名：　　） ※当日代理の方が引き取りに来る場合は代理人名も記入願います。
連絡先	
利用目的	家畜の飼料 ・ 敷ワラ ・ 堆肥 ・ その他（　　）
希望量	
積込・運搬方法	

引き取った刈草は、違法行為（不法投棄、転売等）のないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項、並びに注意事項（別紙－1）に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省　東北地方整備局
仙台河川国道事務所　〇〇出張所長　殿

氏　名：　　印

個人情報の保護

上記申請書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません（仙台河川国道事務所）